

# 西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～平成 35（2023）年度）（素案概要）

## 1 西東京市教育計画の基本的な考え方

### （1）計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置付けるものであり、西東京市において、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの 5 年間を中心に取り組むべき基本的な方向性と主な施策を示すものです。

### （2）計画の策定体制

策定に当たり、「西東京市教育計画策定懇談会」を設置し、検討を重ねるとともに、児童・生徒等を対象としたアンケート調査及び関係機関等へのヒアリング調査を実施しました。

## 2 現行計画の今後の方向性

平成 26 年度から平成 30 年度までを計画期間とする現行計画については、基本方針に基づく実施事業の精査を行い、今後の方向性についての検討を行う中で、新計画への継承及び発展内容をまとめました。

### 基本方針 1 「生きる力」の育成に向けて

子ども一人ひとりを大切にしながら、知・徳・体の育成をベースとして、社会を主体的に形成していくための「生きる力」の育成を図っていきます。

### 基本方針 2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

子どもたちにとって快適な学習環境を整備していきます。また、施設や設備面のみならず、体制や制度などのソフト面についても一体的に環境整備を図っていきます。

### 基本方針 3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

特別支援教育体制の基盤が整備されてきた現段階において、学校における取組内容の検証と調整、保護者や地域への啓発等を進めていきます。

### 基本方針 4 社会全体での教育力の向上に向けて

地域とともに行う教育活動を今後も継続していく必要があります。また、学校を核とした地域づくりを進める一方、地域にいながら誰もが学べる体制を整備していきます。

### 基本方針 5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて、社会教育施設等を介した学習機会の提供やハンディキャップサービスなどの事業を行っていきます。

## 3 新たな計画の基本方針

### 教育目標

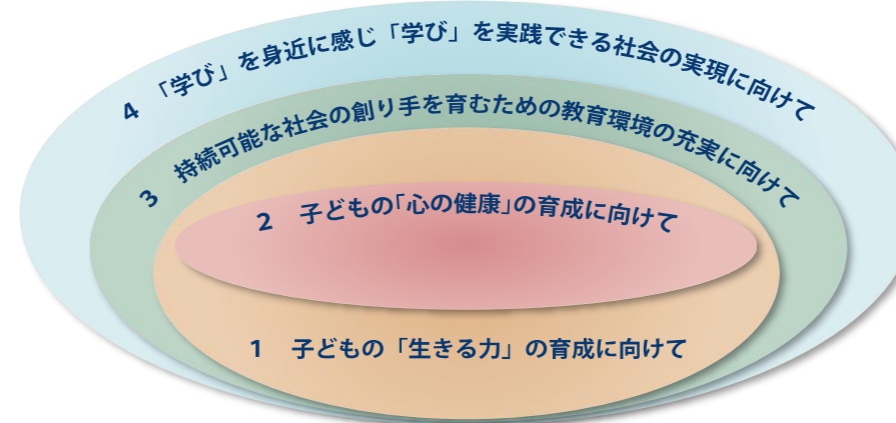
西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立ち、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあふ自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

【計画の基本方針イメージ図】



現行計画（平成 26 年度～30 年度）における 5 つの基本方針に基づく実施事業の精査を行い、新計画においては、4 つの基本方針を基に様々な施策を設定します。

また、各基本方針の位置付けは、イメージ図のとおり、「基本方針 1」が「基本方針 2」を包含し、「基本方針 3」と「基本方針 4」がさらに包含する形態となっています。

## 4 計画の推進体制

5 年間において、着実に計画を推進していくために、次の 3 点を基本体制とします。

### （1）PDCAサイクル

毎年度行っている当該年度における主要施策の設定や実施済みの施策事業に対する点検・評価などで、PDCAサイクルを構成します。

### （2）組織間連携での対応

組織間で連携を図ることで、問題意識を共有して教育行政課題に取り組みます。そして、“いま”求められる教育的ニーズに柔軟に対応していきます。

### （3）指標項目の設定

計画事業に関連する指標項目を短期及び長期での測定項目を設定し、計画の進捗確認を行います。

体系図は裏面参照

# 西東京市教育計画（平成31（2019）年度～平成35（2023）年度）素案の体系図

〔基本方針〕

〔方向〕

〔施策〕

〔主な事業〕

基本方針1  
子どもの「生きる力」の育成に向けて

- 1 社会の変化に応える確かな学力の育成
- 2 豊かな心を育む教育の実現
- 3 子どもの健康づくりと体力づくりの推進
- 4 一人ひとりを大切にする教育の推進

- ①きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用  
③教育の情報化による学習指導の質の向上
- ②学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進  
④持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
- ①人権教育の推進  
③道徳教育の充実
- ②いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進  
④読書活動の推進
- ①たくましく生きるための健康と体力づくりの推進  
②望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立
- ①校内体制の充実  
③個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実
- ②個に応じた教育実践の内容の充実

- ・基礎的・基本的な知識・技能の定着  
・主体的・対話的で深い学びの実現
- ・自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実  
・いじめ防止対策の充実
- ・健康に関する指導の充実  
・食育の推進
- ・校内体制の充実  
・特別支援学級、特別支援教室の内容の充実

基本方針2  
子どもの「心の健康」の育成に向けて

- 1 相談・支援の充実
- 2 学校における教育支援体制の充実
- 3 学校を支える多様な教育資源の充実

- ①教育相談センターにおける相談・支援の充実  
②子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実
- ①児童・生徒の「心の健康」の育成  
②学校と教育委員会との連携による支援の充実  
③不登校への対応
- ①個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実

- ・子ども・保護者への心理的支援の充実
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣  
・不登校への対応
- ・適応指導教室  
・不登校ひきこもり相談室

基本方針3  
持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて

- 1 時代の変化に対応した学習環境等の整備
- 2 学校経営改革の推進
- 3 学校を核とした地域づくりの推進
- 4 家庭における教育力の向上

- ①小中一貫教育の推進  
③学校給食環境の整備  
⑤学校施設の適正規模・適正配置と維持管理
- ②学校の教育環境の整備  
④情報教育環境の整備
- ①学校組織の活性化  
②学校における働き方改革の推進
- ①地域と学校の連携・協働の仕組みづくり  
②安全・安心な教育環境の推進
- ①家庭教育に関する学びの機会の充実

- ・小中一貫教育の検討  
・ICT環境整備
- ・学校経営計画の活用  
・学校における働き方改革の推進
- ・放課後子供教室  
・登下校の安全対策
- ・地域連携の推進  
・多世代が参加できる事業の提供

基本方針4  
「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて

- 1 多様な学びをつなぐ生涯学習の振興
- 2 誰もが学習に参加できる機会の充実
- 3 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用

- ①生涯学習推進体制の充実  
③学びを通じた地域コミュニティづくり
- ②生涯学習情報を提供する体制の整備
- ①誰でも学べる機会の充実  
②ライフステージに応じた学びの機会の充実
- ①公民館機能の充実  
③文化財の保存と活用の充実
- ②図書館機能の充実  
④その他地域の学習資源の充実

- ・生涯学習行政のネットワーク化  
・生涯学習情報を提供する体制の整備
- ・障害のある人とともに学べる事業  
・多世代で学ぶ学習機会の提供
- ・市民活動団体への支援、相談  
・学校施設開放

主な事業を含む計116事業